

令和3年第2回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年2月19日（金） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|-------|--------------------|---------|
| 議案第3号 | 投票区の設置の告示の一部改正について | ・・・ P.1 |
| 議案第4号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P.3 |
| 議案第5号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P.5 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|---------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・ P.7 |
|----------------|---------|

議案第3号

投票区の設置の告示の一部改正について

投票区の設置の告示（昭和57年福市早選告示第8号）の一部を次のように改正し、告示する。

令和3年2月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

表脇山投票区の項中「大字椎原」の次に「，大字板屋」を加え、同表板屋投票区の項を削る。

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第17条第2項の規定による。

（投票区）

公職選挙法第17条 投票区は、市町村の区域による。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（参考）

（投票区の廃止又は変更の告示）

公職選挙法施行令第9条の2 市町村の選挙管理委員会は、法第17条第2項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(参 考)

投票区の設置

昭和57年8月16日

早良区選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法第17条第2項の規定により、本区の区域を分けて次のとおり投票区を設ける。

投票区	区域
西新第一	西新二丁目，西新三丁目，西新六丁目，西新七丁目
(中略)	(中略)
脇山	大字脇山，脇山一丁目，脇山二丁目，大字小笠木，大字椎原
内野	大字内野，大字西（石釜投票区に属する区域を除く。），内野一丁目，内野二丁目，内野三丁目，内野四丁目，内野五丁目，内野六丁目，内野七丁目，内野八丁目，大字石釜（1881番1）
石釜	大字石釜（内野投票区に属する区域を除く。），大字曲渕，大字飯揚，大字西（2017番，2302番7）
板屋	大字板屋



※改正後

投票区	区域
西新第一	西新二丁目，西新三丁目，西新六丁目，西新七丁目
(中略)	(中略)
脇山	大字脇山，脇山一丁目，脇山二丁目，大字小笠木，大字椎原，大字板屋
内野	大字内野，大字西（石釜投票区に属する区域を除く。），内野一丁目，内野二丁目，内野三丁目，内野四丁目，内野五丁目，内野六丁目，内野七丁目，内野八丁目，大字石釜（1881番1）
石釜	大字石釜（内野投票区に属する区域を除く。），大字曲渕，大字飯揚，大字西（2017番，2302番7）

議案第4号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年2月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 474 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 178 人 |
| | 転出者 | 296 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年2月19日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和3年1月1日から令和3年1月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和2年9月1日から令和2年9月30日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	94	84	178
転出	162	134	296
誤載	0	0	0
合計	256	218	474

議案第5号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年2月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和3年2月19日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	第1回 (R3.1.20現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3.2.19)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	43	0	0	0	0	0	43
女	74	0	0	1	0	▲ 1	73
計	117	0	0	1	0	▲ 1	116

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第3回	定例	3月1日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第4回	定例	4月20日（火）	午前10時	
第5回	定例	5月20日（木）	午前10時	